

厚岸町議会 第3回定例会

平成25年 9 月13日

午後 2 時36分開議

●議長（音喜多議員） ただいまから、平成25年厚岸町議会第3回定例会を続会いたします。

●議長（音喜多議員） 直ちに、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりです。

●議長（音喜多議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、10番、谷口議員、11番、中屋議員を指名いたします。

●議長（音喜多議員） 日程第2、議会運営委員会報告を行います。
委員長の報告を求めます。
9番、南谷委員長。

●南谷委員長 議会運営委員会報告をいたします。
昨9月12日、午後3時15分から、第6回議会運営委員会を開催しましたので、その内容について報告いたします。
議会からの追加議案として、意見書案第3号安心できる介護制度の実現を求める意見書、また町長提出の追加議案、議案第78号と議案第79号財産の取得について、以上3件の取り扱いについて審議いたしました。
その結果、意見書案第3号、議案第78号、議案第79号、いずれも本会議において審査することに決定しましたので報告いたします。
以上、議会運営委員会報告といたします。

●議長（音喜多議員） 委員長に対する質疑を省略し、以上で報告を終わります。

●議長（音喜多議員） 日程第3、議案第70号 平成25年度厚岸町一般会計補正予算、議案第71号 平成25年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算、議案第72号 平成25年度厚岸町簡易水道事業特別会計補正予算、議案第73号 平成25年度厚岸町介護保険特別会計補正予算、議案第74号 平成25年度厚岸町介護サービス事業特別会計補正予算、議案第75号 平成25年度厚岸町後期高齢者医療特別会計補正予算、議案第76号 平成25年度厚岸町介護老人保健施設事業特別会計補正予算、議案第77号 平成25年度厚岸町水道事業会計補正予算、以上8件を再び一括議題といたします。
本8件の審査については、平成25年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これ

に付託し、審査を求めているところ、今般、審査結果が委員長からなされております。
委員長の報告を求めます。
10番、谷口議員。

●谷口委員長 報告申し上げます。

平成25年度各会計補正予算審査特別委員会に付託されました、議案第70号 平成25年度厚岸町一般会計補正予算外7件の審査につきましては、昨日と本日の2日間、本委員会を開催し、慎重に審査の結果、いずれも可決すべきものと決しましたので、ここにご報告を申し上げます。

以上、審査報告といたします。

●議長（音喜多議員） 初めに、議案第70号 平成25年度厚岸町一般会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第71号 平成25年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおりに決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第72号 平成25年度厚岸町簡易水道事業特別会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおりに決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第73号 平成25年度厚岸町介護保険特別会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおりに決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第74号 平成25年度厚岸町介護サービス事業特別会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおりに決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第75号 平成25年度厚岸町後期高齢者医療特別会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおりに決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第76号 平成25年度厚岸町介護老人保健施設事業特別会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおりに決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第77号 平成25年度厚岸町水道事業会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおりに決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

●議長（音喜多議員） 日程第4、議案第78号 財産の取得についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

建設課長。

●建設課長（高谷建設課長） ただいま上程いただきました、議案第78号 財産の所得について、その提案内容をご説明申し上げます。

現在、町が所有しております除雪機械は全体で10台、タイヤショベル1台、ミニタイヤショベル2台、ダンプトラック3台、散水車2台、ロータリー車2台あり、毎年、降雪時期の前には除雪業者と除雪体制維持に向け協議を行っているところであります。

その中で、各業者から出された意見として自社保有機械はもう古くていつ壊れるかわからない、大型機械のリースができなくなっている、工事量が減少している状況での新規での機械購入はできないなどの意見が出され、最悪の場合、除雪機械の台数の確保ができず、大幅に除雪時間がおくれ、町民の皆様の交通に支障を来すこととなります。

効率より速やかに除雪を行うためには、各業者の除雪のために使用している機械台数の確保及びオペレーターの確保が必要であり、このうちどちらが欠けても除雪時間への影響が出てまいります。

このため、町では計画的に除雪機械を購入し、今後の除雪体制維持を図るものであり、その財産の取得に当たり議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案書の1ページをお開き願います。

内容でございますが、1として財産の種類は物品であります。2として、名称及び数量は除雪ドーザー1台であります。3として、契約の方法は、地方自治法施行令第167条第1号による指名競争入札であります。4として、取得価格は金2,205万円であります。5として、契約の相手方は北広島市大曲中央1丁目2番地2、北海道川重建機株式会社であります。

次の2ページをお開き願います。

参考としまして、1、除雪ドーザー13トン級車輪式、マルチプラウ、簡易着脱装置付。型式は、70Z7、エンジンは6気筒・4サイクル・水冷直列直噴ターボ・インクーラ付。乗車定員は2名。総重量は1万4,180キログラムでございます。全長、8.03メートル、全高3.28メー

トル、全幅3.48メートルで、除雪能力は1時間当たり2,700トンでございます。

2として、納入期日でございますが、平成26年3月14日でございます。

次の3ページは、型式図でございますので、参考にさせていただきたいと存じます。

なお、別途、お手元に参考資料といたしまして、9月6日に執行いたしました指名競争入札結果を配付させていただいておりますので、ご参照願います。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●議長（音喜多議員） これより、質疑を行います。

2番、大野議員。

●大野議員 ただいま課長の説明があつたのですが、この機械、町が購入して業者さんに一定期間貸し出して作業してもらうということはあるのでしょうか。

●議長（音喜多議員） 建設課長。

●建設課長（高谷建設課長） そのようなことも考えております。

●議長（音喜多議員） よろしいですか。

ほか、ございませんか。

（な し）

●議長（音喜多議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり決しました。

●議長（音喜多議員） 日程第5、議案第79号 財産の取得についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

産業振興課長。

●産業振興課長（阿部課長） ただいま上程いただきました、議案79号 財産の取得について、その提案理由を説明いたします。

議案書の4ページをお開きください。

議案第79号 財産の取得についてであります。現在、町営牧場では牧草収穫時の農業機械のけん引用として、また冬期舎外作業及び夏期放牧作業時に使用するため、作業

本機であるトラクターを15台保有しておりますが、このうち昭和45年に導入したトラクターは取得後43年を経過し、昭和46年に導入したトラクターは取得後42年を経過しております。

2台とも、総体的に老朽化が進み、故障の頻度も年々増加していることから、特定防衛施設周辺整備調整交付金事業により更新を行い、町営牧場運営の効率化を図ろうとするものでございます。

このたび、その財産の所得に当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第3条の規定に基づきまして、議会の議決を求めるものであります。

その内容であります。

1の財産の種類は、物品でございます。2の名称及び数量はトラクター2台でございます。この作業本機に付属品としてフロントローダを装備し、取り外しのきく車外機のふん尿処理や施設周辺の除排雪作業を行うバケット及び飼料となる牧草ロールの運搬、給餌作業を行うロールホーク装備するものであります。3の契約の方法は、地方自治法施行令第167条第1号によります指名競争入札であります。4の所得価格は、金2,240万7,000円であります。5の契約の相手方は、札幌市中央区北1条西13丁目4番、日本ニューホランド株式会社であります。

5ページをお開きください。

1、参考としてトラクターの仕様であります。型式はT6070型、エンジンは水冷4サイクル6気筒ディーゼルエンジンであります。乗車定員は1名となっております。総排気量は6,724cc、出力馬力は141p sとなっております。総重量は6,200キログラム、本機の全長は4.82メートル、全高3.03メートル、全幅3.33メートルであります。

2として、納入期日につきましては、平成26年3月14日であります。

3として、型式図を別途添付しております。この型式図につきましては、6ページをご参照いただきたいと思います。

なお、参考資料といたしまして、9月9日に執行いたしました指名競争入札結果を配付させていただいておりますので、ご参照願います。

以上、簡単な説明であります。ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●議長（音喜多議員） これより、質疑を行います。

6番、堀議員。

●堀議員 教えていただきたいのですが、今回、経過年数が40年以上たっているトラクター2台、この交換というのですけれども、その40年前のトラクターがこれと同じだけの大きさのトラクターであったはずがないわけで、馬力的には60とか70馬力ぐらいとかくらいしかないような、恐らくトラクターだと思うのです。

小さいトラクターは小さいトラクターなりに使い勝手というものがあつたと思うのです、場内での作業や何かにおいても。今回の入れかえるものというのが、141馬力といった中ではずっと大きくなっているはずなのですけれども、そういう場内での細々とした

作業とかにかかるとしては支障が出ないのかなのか、それを教えていただきたい。

あとは型式図を見ると、これはダブルタイヤになっているのですけれども、後輪が。これは標準のものなのか、それとも別なものなのか、参考の中にもダブルタイヤの部分というのは載っていないので、これが標準装備のものなのかどうかというのを教えていただきたいと思います。

●議長（音喜多議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（阿部課長） 昭和45年、それから46年に導入しておりました、このトラクターにつきましては62馬力、両方ともそういう馬力のものがございます。

今現在は、尿散布のポンプの動力のためにトラクターを使っております、このトラクターでもってほかの作業機を引っ張って使うような形には、実際、使えないような状況になっていたものでございます。

ですので、それを今回、新たにということで、それで今回のものにつきましては、今まで牧場にある中では112馬力のものが一番大きなものでしたけれども、今回141馬力ということになりましたのは、今、マニアスクレーター4台持っております、それをふんを飛ばしてまく機械なんですけれども、それを4台持っております、それでもってそういう作業をやっているのですけれども、平坦な部分については支障なく、今持っているトラクターで撒けるのですけれども、傾斜が急なところなんかは、やはりちょっと馬力が足りないということで、そういう作業に支障が出ておまして、今回、この事業を使わせて2台入れていただくという中で、そういった傾斜のところで作業ができるような馬力がほしい、それから、そういった意味でそのダブルタイヤのものがほしいという、牧場の強い要望がございまして、そういったものを選ばせていただいたということでございます。これは標準ではなくて、オプションとしてつけるものでございます。

●議長（音喜多議員） 6番、堀議員。

●堀議員 牧場内での利用方法はわかりました。

オプションでダブルタイヤであれば、やはりその点もきちんと表記すべきではないのかなというふうに思うのです。表記のないものであれば、当然、初めからあるものと、価格とかともなると思うので、つけ加えるのがあるのであればきちんと入れてもらいたいなというふうに思うのですけれども。今、言われたので、わかりました。結構です。

●議長（音喜多議員） よろしいですか。

次、2番、大野議員。

●大野議員 ちょっと広がるのですけれども、お許しをいただきたいと思うのですけれども。ここで質問させていただきたいのは、この機械の導入後の操作員の教育といいますか、講習といいますか、新品の機械をP L法で納入指導といったらいいのか、絶対

メーカーがちゃんとこういうふうに、こうこうこういうふうに使うのですよという指導あると思うのですけれども、牧場だと職員の方いっぱいいますよね。それで、普段、今まで入っている機械でも適正な速度で使っていないというか、先ほどの除雪車とかなら、どんな人が乗っても除雪しからないからわかるのですけれども、牧場の機械、トラクターっていろいろな機械、次から次へと取っかえ引っかえ使っていますよね。草刈る機械をつけたり、かま付機械つけたり、ロールベアラーつけたりと、そこでその機械によって適正速度ってあるのですよ、それをめっちゃめっちゃ道路走るぐらいの速さで畑の中走ってみたりとか、極端ですよ、これはないのですけれども、そういったちゃんとそれなら安全作業にも支障、危険も伴いますし、機械の損傷にもなってくると思うので。そういう指導体制というか、そういうのは誰がどう教えているのかなんです。先輩から後輩へと伝わっていくのでしょうかけれども、やはり若い人だと無茶したり、僕たちもそうだったのですけれども、2台とか3台でどうしても競争したくなったり、極端なことを言うと。

そういうふうな、見るからにやはり早いなど、僕らが見ても思うときがあるのです。この面積でこれくらいかかるはずなのに、もう終わったのとか。それと、あと夜作業している、天気の手回りで夜ロールベアラーして片付けるというのはいいのですけれども、反転作業、草を乾かす作業をしているのに、何で夜露おりてからやっているのかなというのが多々見受けられる、何か無駄じゃないのかなと思って、夜だと危険、周り見えませんから危険も伴うし、機械も壊れてもわからないですしというのをやはり誰が指導しているのかなとちょっと疑問に思ったもので質問させていただきたいと思います。

●議長（音喜多議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（阿部課長） 新品、当然、納入になった段階で業者から詳しく操作の方法等については指導を受けてやることになります。

それを速度ですとか、そういったルールのものというのは、当然、その牧場の職員会議の中でもそういった話しはされておりますし、場長のほうからもそういったことについては指導というのはしておりますけれども、そういった状況が見られるということですので、そういったものについては、また改めて職員会議の中できちっと周知徹底をしていくようにしたいと思います。

当然、おっしゃられるように適正な速度なり、使い方をしなければ痛みも激しくなりますし、故障の原因にもなりますので、そういった形をとるように場長と相談をしていきたいなというふうに思います。

それから、実はきのうも夜、夜なべをして草刈りの作業をしております。今回、天気が非常に悪くて、非常に場長のほうも苦勞をしております。あしたからまた天気が崩れるというような状況もございまして、きのうもちょっと夜なべをかけてやったというようなことがありますけれども、何せやりたくはないのですけれども、天気との兼ね合いがあるものですから、どうしても夜かかる場合も出てきてしまっているような状況にあります。

それらについても、暗い中での作業というのはやはり、きのうも実は機械が故障して作業が大分おくれてしまったというようなことも場長から話を聞いておりますので、当

然、そういうことにもつながりますので、そういった天気ですとかの相談はもちろんあるのですけれども、できるだけそういうことも注意しながらやるように牧場のほうとも相談していきたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

●議長（音喜多議員） 2 番、大野議員。

●大野議員 わかったのですけれども、多分、僕も知っています。夕べの作業をしているのは。草刈るのとロールするのはまだいいのですよ、反転させるジャイロテッダーという機械を夜かける、露おりにてから乾くわけがないのですよ、やはりお日様の照ったときにかけるのが一番乾きが早いので、それだけをやはりやめたほうがいいのではないのかなと、次の日かければいいんじゃないかなと思うのです。ロールベレーとかは、始末する手前の作業ですから、せっかくそこそこ乾いているのを雨に当てちゃまずいですから、それは僕は構わないと思うのですけれども、やはり無駄なことはやっちゃいけないなというのをやはり教えて、誰かが言わないと。去年もやっているから、そうしたら来年もやります、その次もやりますと、世代交代してもこうやってきたからこうやりますになっちゃうので、やはりそういうのは改めていくべきではないかと指導をお願いしたいと思います。

●議長（音喜多議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（阿部課長） 今、ご指摘いただいたものについては、牧場のほうとよく相談をして改めていきたいと思います。

●議長（音喜多議員） よろしいですか。
ほか、ございませんか。

（な し）

●議長（音喜多議員） なければ、質疑を終わります。
お諮りします。
討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり決しました。

●議長（音喜多議員） 日程第 6、意見書案第 3 号 「安心できる介護制度の実現を求める」意見書についてを議題といたします。
職員の朗読を行います。

●議事係長（田崎係長） 意見書案第3号 「安心できる介護制度の実現を求める」意見書。

上記議案を次のとおり提出する。

平成25年9月13日。

提出者、厚岸町議会議員、谷口弘。

賛成者、厚岸町議会議員、金橋康裕、同じく、石澤由紀子。

「安心できる介護制度の実現を求める」意見書。

「家族を介護負担から解放する」をうたい文句として、介護保険制度が始まって以来、制度改定がなされるたびに給付が削減され、使いづらい制度となっています。

2012年4月の介護報酬改定では、ヘルパーが訪問して行う訪問介護での生活援助の時間区分が、これまでの30分以上60分未満、60分以上から、20分以上45分未満、45分以上へと短縮されたことにより、サービス低下や事業所の経営悪化、ヘルパーの収入減など、さまざまな問題が表面化し、利用者の自立を妨げるものとなっております。

介護保険の利用限度額上限に達したり、自己負担の利用料負担が大きくなり過ぎるなどで、必要な介護を受けることができず、家族の介護負担も一向に軽減されていません。

また、介護労働者の賃金は他産業と比較して大幅に低く、職場では離職者が後を絶ちません。働き続けられる賃金への改善が急務です。医療費の抑制の名のもとに入院日数が削減され、病院から在宅への流れが強まっていますが、在宅医療も介護もその受け皿としては、余りに脆弱な体制です。利用者本位の制度改善とサービスを提供する側の処遇改善が急がれます。

以上の趣旨から、下記の事項について要望します。

記。

1、介護保険制度を改善し、介護報酬を引き上げるとともに、介護保険料、利用料を国の責任で軽減すること。

2、訪問ヘルパーによる生活援助の時間短縮と上限引き下げを見直し、必要なサービスを受けられるように改めること。

3、全額国費負担による介護職員の賃金引き上げを行う。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成25年9月。北海道厚岸郡厚岸町議会議長、音喜多政東。

参考送付先、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣。

●議長（音喜多議員） 提出者であります、谷口議員に提案理由の説明を求めます。

10番、谷口議員。

●谷口議員 意見書案第3号 「安心できる介護制度の実現を求める」意見書について審議を煩わすことに、心からお礼を申し上げます。

ただいま上程されました、「安心できる介護制度の実現を求める」意見書案は、一昨日、陳情第1号 「安心できる介護制度の実現を求める」意見書の採択を求める陳情書が本会議で採択されましたので、金橋議員、石澤議員の賛成を得まして、提出をさせて

いただきました。

内容は、ただいま朗読いただいたとおりであります。昨年4月からの介護報酬の改定により、訪問ヘルパーの訪問介護での生活援助の時間区分がそれぞれ短縮されたことによるサービス低下や事業所の経営悪化、ヘルパーの収入減など、介護保険の利用限度額に達したり、自己負担の利用負担が大きく過ぎるなど、必要な介護を受けることができず、家族の介護負担も一向に軽減されておられません。

こういう中で、私たちは事業所、あるいは介護現場で働くヘルパーの皆さんの処遇改善が急がれる、そういうことからただいま申し上げました内容を下記3項目で示してある内容をぜひ実現していただきたく、国に強く要望する意見書でありますので、どうか委員各位の懸命なるご判断のもと、賛同いただきますよう心からお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

どうかよろしく願いをいたします。

●議長（音喜多議員） これより、質疑を行います。

8番、竹田議員。

●竹田議員 総体的に私は反対ではないのですが、もし1人でも多くの賛成者があれば、どうせ出すのであれば、ちょっと文言のことを、文言をちょっとかえていただければ私も賛成したいなというふうに思っています。

というのは、この記の3番なんですけれども、全額国費負担による介護職員の賃金引き上げを行うことということが、ここは100%無理なような気がします。そこで、私が提案したいのですが、一番の国の責任でという言葉を入れて、介護職員の賃金引き上げを行うことというふうにさせていただければ、私は賛成したいと思うのですが、提案者どうでしょうか。

●議長（音喜多議員） 休憩します。

午後3時12分休憩

午後3時19分再開

●議長（音喜多議員） 再開いたします。

10番、谷口議員から、訂正のお話しがございます。

●谷口議員 休憩時間に、各議員の意見をいただきまして、今回の意見書の記、3の部分ですが、そこには全額国費負担による介護職員の賃金引き上げを行うこととありますけれども、「全額国費負担による」この部分を削除していただきたいというお願い、それから最後の参考送付先であります、文部科学大臣、これも削除していただきたい。よろしく願いをいたします。

- 議長（音喜多議員） ただいま10番の谷口議員提出者から、記の3の「全額国費負担による」という文字と参考送付先の「文部科学大臣」の字句を削除したい、その旨の申し出がございます。その旨、許可いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。

あとほかに質疑ございませんか。

6番、堀議員。

- 堀議員 それではちょっと質問させていただきます。

本意見書案が出されるに先だって、本定例会の冒頭、陳情の採択というものがされました。私は、その採択の際においては、委員会での報告が採択すべきものということでの報告がありましたので、その委員会の意志というものを尊重した中で、私もやはりこの先ほど訂正のあった部分というものがちょっと引っかかってはいたのですが、陳情の採択に当たっては委員会としての意志を尊重した中で賛成をさせていただいたのですが、ただその採択の際に反対の意見というものも、反対者もいたわけですから。その方をちょっと見てみると同じ委員会の中での方々がいるといったときに、この陳情を審議されるときに、それら反対となるような懸念される部分というものの話というものがあつたのであれば、どのような部分がやはり懸念としてあつて、その委員の人数が反対というようなことを捉えたのかというものがわからなければ、陳情としての採択はいいですが意見書ですね、このような議会として採択する際の参考にさせていただきたいと思いますので教えていただきたいと思うのですが。

- 議長（音喜多議員） 10番、谷口議員。

- 谷口議員 私たちの委員会で採決に当たって特に反対の意志というか、意志は示されませんでしたけれども、理由を示されまして反対を表明はされておられません。そういう中で多数決で、正確に言いますと、その日の出席議員は委員長含めて5名です。そういう中で2対2の賛否が割れております。委員長の判断で採択と決したという内容でございますので、よろしくお願い申し上げます。

- 議長（音喜多議員） ほかに質疑ございませんか。

12番、室崎議員。

- 室崎議員 厚文での議論を蒸し返すわけではございませんのであえて言わないですが、反対した人間には反対した理由があつて、それは議論の中では言っていたというふうにこちらは理解しております。

それで今、そのことではなくて、提案者にお聞きする点でございますが、実態を見た

感情として、あるいはこうしてほしいという趣旨としてヘルパーを初めとする介護職員の待遇が世間の一般の仕事に対する評価から見て低い、それから報酬が少ないということに関しては、これは誰しもそのように思うところであると思ひまして、私もそれ自身は思いません。

ただ、今、一部文言の訂正がありまして、それを見ますと1番では介護保険制度を改善し、介護報酬を引き上げるとともに介護保険料利用料を国の責任で軽減せよというふうになっております。介護報酬は引き上げる、それにかかる費用である介護保険料や利用料は下げる、差額は国が払えと、こういうことですね、簡単に言うと。

ということからいった場合には、3番で介護職員の賃金引き上げというのは、これは介護報酬の引き上げと同一の基軸の中にあるものですね。そうすると、介護保険というものの負担割合というものは大枠で決まっていますよね、これをやはりかえてしまわなければならない、国の負担をこういう、少なくともこういう部分について大きく増やさなければならないのだということだというふうに理解すればいいのでしょうか。

●議長（音喜多議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 室崎議員の質問にお答えいたしますけれども、この陳情が出てきた背景というのは、やはり昨年4月の介護報酬の改定が非常に経営に対しても経営を圧迫している現状があるし、それからそれがきちんと介護報酬の改定がされたけれども、結果的にそれが職員、ヘルパーの賃金に還元していく仕組みになっていないと、残念ながら。時間短縮で計算をされますから、その分をそのまま当てはめると賃金は逆に下がってしまう、だけれども、それではまずいので事業所は何とか働く人たちを確保するためには以前の報酬で何とかとどまっていたかのような、そういうつらい選択をしなければならないという状況にあると。

それで、先ほど保健福祉課長のお話にもありましたけれども、残念ながら黒字である社会福祉協議会でも一昨年よりその採算ペースは下がってしまうというような報告をされておりますし、それから私たちの委員会で説明を受けたように、やはり小さい事業所は大変な状況に置かれていると、それを事業所も大変だし、そこで働く人たちの処遇改善もやはりきちっと果たしていかなければ、その制度を維持することができないという、その責任は私は国にあるということで、何とか国にそのあたりをわかっていただいて、改善をしていただくということを強く要望するのは、これは至極当たり前のことではないのかなというふうに私は考えておりますので、よろしくお願いいたします。

●議長（音喜多議員） 12番、室崎議員。

●室崎議員 今、厚文での聞き取り、参考人でしたよね、として来ていただいているいろいろな話を聞いたのですが、事業所によって言うことが随分違いましたですね。それで、ある事業所では45分になったことが非常に大きなことだということを言っていました、またある事業所ではそう言われるほどのものではないというふうに受け取られるような陳述がありました。

それで、私の意見を言う場所ではないので、質問ということなのですが、この全文と
いいますか、それを見ますと一番最後のほうで医療費の抑制の名のもとに入院日数が削
減され、病院から在宅への流れが強まっているのだけれども、在宅医療も介護も受け皿
としては余りに脆弱な体制であるという話が出ておりまして、ここが一番の根幹だと思
うのですよ。

そのときに、そういうことを指摘していながら、記のところでは今回の45分によって
出た影響を中心にごく幾つもあるいろいろな問題の中の一部だけを取り上げて、それを
国の責任で直しなさいというような意見書を出してみて、果たしてどれだけ実効性があ
るだろうということが思うのです。

だから、やるならばもっと今の制度の持っている根幹的な問題をきちんと指摘して、
それに合うようなことを言わなければならないのではないかと、そのようなことを非常
に感じるのですけれども、それについてはまた別の機会に扱うことにして、今、差し当
たってこれだけをやろうと、そういうことなのでしょう。

●議長（音喜多議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 この介護保険、あるいは福祉の問題全般そうなのですから、やはりいろ
いろたくさん問題があります。そういう中での介護保険制度ですけれども、介護保険制
度の中でも今回は、生活援助に対する問題を特に協調したのがやはり、先ほど議員のほ
うから朗読いただきましたように、自宅での今、医療だとか、あるいは介護だとか、そ
ういうものをやるような方向になってきている中で、それを担っているところがしっか
りしなければ、こういう仕事もできないわけですから、私はこういう仕事をきち
んとしていた上からも、こういう内容はどうしても今、改善をしなければ先ほど予算委
員会も申し上げましたけれども、在宅で頑張っているお年寄りの方々とのコミュニケー
ションだとか、あるいは健康状態だとか、そういうものをきちんと把握できる仕組みを
どうしても私はつくっていく必要があるのではないのかなということで、提案をさせて
いただきましたのでご理解をいただきたいということで、よろしくお願いをいたします。

●議長（音喜多議員） 質疑ありますか。

ほか、ありますか。

（な し）

●議長（音喜多議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し……

（「討論あり」の声あり）

●議長（音喜多議員） 討論がありますので、これより討論を行います。

初めに、原案に反対者の発言を許します。

12番、室崎議員。

- 室崎議員 介護保険にまつわる老人福祉の問題について、こういうところが問題で、またこうしなきゃならないという思いは提出者も私も同じだと思うのです。そういう中で反対討論をしなければならないというはつらいのですけれども、今回のこの意見書を見ますと、今日の国の流れ、あるいはこの制度の持っているいろいろな根本的な決め事、そういうものを一遍組みかえていかなければならないというようなことがなければ実現できないような話なのです。

この介護保険制度の費用負担を初めとするいろいろな問題ありますが、それを根本から組みかえるのであるならば、もっともっと根幹的な問題をきちんと抽出してやっていかなければならないだろうと思います。

大変、失礼だけれども、60分、45分の問題、そしてそれにぽんといわゆるヘルパーの待遇の問題などを出して、それは全部国の責任で解決せよと、介護報酬は引き上げろと、介護保険料利用料は国がもっと出して下げろというようなことを今言って、果たして効果があるだろうかという気がいたします。

私は、アリバイづくりのような意見書は出すべきではないと、もしやるのであればもっともっと根幹的なものから議論をして詰めたものをこの議会の意見書として出すべきであると、そのように思いまして、あえて反対ということを言わせていただきました。

意のあるところをお酌み取りいただきたい、よろしくお願いいたします。

- 議長（音喜多議員） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

ございませんか。

（な し）

- 議長（音喜多議員） なければ、これより起立により決定いたします。

お諮りいたします。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

- 議長（音喜多議員） 起立多数であります。

出席議員12人、そのうち起立者数9人、起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり決しました。

- 議長（音喜多議員） 日程第7、各委員会所管事務継続調査申出書を議題といたします。

今般、総務産業常任委員会及び厚生文教常任委員会において行った所管事務についての調査報告書が厚岸町議会会議規則第77条の規定により、各委員長から提出されております。

この際、委員長に対する質疑、討論を省略し、本報告書のとおり了承することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。

よって、本申出書のとおり了承することに決定いたしました。

- 議長（音喜多議員） 日程第8、各委員会閉会中の所管事務継続調査申出書を議題といたします。

次期定例会までの間、閉会中における所管事務調査の申出書がお手元に配付のとおり、各委員長から提出されております。

お諮りいたします。

本申出書のとおり、承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。

よって、本申出書のとおり、承認することに決定いたしました。

- 議長（音喜多議員） 日程第9、議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

厚岸町議会会議規則第120条の規定による議員の派遣については、お手元に配付した内容により議員を派遣したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。

よって、議員の派遣については、お手元に配付した内容により派遣することに決定いたしました。

- 議長（音喜多議員） 以上で、本定例会に付議された議案の審査は全部終了いたしました。

よって、平成25年厚岸町議会第3回定例会を閉会いたします。

午後3時39分閉会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成25年9月13日

厚岸町議会

議 長

署名議員

署名議員